

① 原則

調査士は、正当な事由がある場合でなければ、審査請求の手続を含む調査士の業務についての依頼を拒んではならない（法 22 条）。正当な事由なく依頼を拒んだ場合、100 万円以下の罰金に処せられる罰則の対象となる（法 70 条 1 項）。

また、依頼を拒んだ場合において、依頼者の請求がある時は、その理由書を交付しなければならない（規則 25 条 1 項）。



HINT

請求がない限り、理由書の交付は不要です。

イ 例外

調査士と依頼者に強い信頼関係が必要となる業務については、依頼を拒むことに罰則の規定がおかれていない（法 22 条かつこ書）。依頼を拒んだ場合、理由書の交付は必要ないが、速やかに、事件の依頼を承諾しない旨を依頼者に通知しなければならない（規則 25 条 2 項）。

① 筆界特定の手続についての代理と相談

筆界特定の手続についての代理と相談業務については、依頼に応ずる義務が課されていない。ただし、筆界特定の手続について法務局または地方法務局に提出し、または提供する書面または電磁的記録の作成の業務の依頼に関しては、原則どおり依頼に応ずる義務がある（法 22 条かつこ書）。

② 民間紛争解決手続代理関係業務

民間紛争解決手続代理関係業務については、依頼に応ずる義務が課されていない（法 22 条かつこ書）。

（3）業務制限

依頼者の利益保護と、職務の公正を確保するため、調査士が業務を行ってはならない場合が規定されている（法 22 条の 2）。



HINT

民間紛争解決手続を ADR としています。

ア すべての事件の業務制限

① 調査士が、過去に公務員として職務上取り扱った事件または仲裁手続により仲裁人として取り扱った事件については、業務を行ってはならない。

過去に公務員や仲裁人として取り扱った事件について、調査士として業務をすることはできない。これは、筆界特定または ADR 代理関係業務だ

けでなく、通常の調査土業務である調査・測量や相談などのすべてを含む（法 22 条の 2 第 1 項）。

筆界調査委員は非常勤の国家公務員であるため、調査士法人の社員が筆界調査委員として職務上取り扱った事件については、当該調査士法人が筆界特定代理関係業務を取り扱うことができない（不登法 127 条 2 項）。

イ 筆界特定またはADR代理関係業務の業務制限

- ① **筆界特定またはADR代理関係業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助したもの、依頼を承諾したもの、またはその協議の程度および方法が信頼関係に基づくと認められるものについては、筆界特定またはADR代理業務を行ってはならない。**

調査士または調査士法人が依頼を受任している場合、当然に同じ事件に関する相手方から受任することはできない。これは、双方代理の禁止による。依頼を受任していない場合であっても、依頼を承諾した場合は依頼者の利益保護と、職務の公正を確保するため、業務制限がかけられている（法 22 条の 2 第 2 項 1 号、2 号）。

「協議を受けて賛助し」というのは、相談を受け、依頼者を擁護するような見解を示したり助言をすることをいう。依頼を承諾した場合と同程度として扱われるため、その相手方から業務を受けることができない。同様に、賛助や承諾はしていないものの、相談の程度や方法が強い信頼関係に基づくと認められる場合は、依頼を承諾した場合と同程度として扱われるため、その相手方から業務を受けることができない。

例えば、A が所有する甲土地と B が所有する乙土地との筆界について、A から当該筆界の特定に関する協議を受けて賛助した場合、実際に A から筆界特定の代理を受任していないなくても、B から当該筆界の特定に関する業務を受任することができない。

この業務制限の規定は、調査士法人の社員または使用人であった者にも適用され、その業務に従事していた期間内に、自らこれに関与したものについては、調査士法人の社員または使用人でなくなった後においても、調査士個人として業務を受任することができない（法 22 条の 2 第 2 項 4 号、5 号）。



CAUTION

もちろん、協議を受けて賛助したもの、依頼を承諾したもの、またはその協議の程度および方法が信頼関係に基づくと認められるものだけではなく、実際に受任した事件は調査士法人の社員または使用人でなくなった後においても、調査士個人として業務を受任することができません。

また、調査士法人は自己が現に受任している事件について、相手方から筆界特定の代理を受任できないのは当然として、調査士法人の社員も、社員の競業の禁止の規定から、相手方から筆界特定の代理を受任することができない（法 37 条 1 項）。調査士法人の社員ではない使用人が現に受任している事件についても、相手方から筆界特定の代理を受任できない（法 22 条の 2 第 2 項 6 号）。

② 筆界特定またはADR代理関係業務に関するものとして受任している事件（書類や電磁的記録の作成業務のみを受任している場合を除く）の相手方からの依頼による他の事件

調査士または調査士法人が現に受任している事件の相手方から依頼を受けた他の事件については業務をすることができない（法 22 条の 2 第 2 項 3 号）。ただし、受任している事件の依頼者が同意をした場合は、他の事件について業務をすることができる（法 22 条の 2 第 2 項 3 号かつこ書）。

なお、調査士法人の社員は、調査士法人が受任している事件の依頼者が同意をした場合であっても、競業禁止の規定により他の事件について筆界特定の代理を受任することはできない（法 37 条 1 項）。



「同意をするとできるもの」と「書類や電磁的記録の作成業務のみを受任している場合を除く」の規定があるのは受任している事件の他の事件だけです。

例えば、A が所有する甲土地と B が所有する乙土地との筆界について、A から当該筆界の筆界特定の代理を受任している場合、A の同意があれば、相手方である B が所有する丙土地と C が所有する丁土地との筆界について筆界特定の代理を B から受任することができる。

この業務制限の規定は、調査士法人の使用人にも適用され、その業務に従事していた期間内に、自らこれに関与したものについては、調査士個人として業務を受任することができない（法 22 条の 2 第 2 項 7 号）。

ウ 調査士法人と社員の業務制限

① 調査士法人が相手方から筆界特定手続代理関係業務に関するものとして受任している事件について、当該調査士法人の社員はADR代理関係業務を受任できない。

調査士法人が筆界特定の手続によって紛争を解決しようとしている事件について、その相手側から ADR 手続で事件を処理することはできない。ただし、当該調査士法人が ADR 代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人である場合は受任することができる（法 22 条の 2 第 3 項 1 号）。

例えば、Aが所有する甲土地とBが所有する乙土地との筆界について、Aから当該筆界の筆界特定の代理を調査士法人Cが受任している場合、調査士法人Cの社員である調査士が調査士法人CとしてBから当該筆界に関するADR代理関係業務を受任することができない。

ただし、当該調査士法人の社員が自ら関与している筆界特定の手続について法務局等に提出する書類または電磁的記録の作成を受任している場合は、単なる書類の作成であるため、相手方からの他の事件の依頼を受けることができる（法22条の2第3項2号かつこ書）。

工 業務制限を受ける社員が過半数以上ある場合

ADR代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人において、特定社員のみが意思決定および業務執行に関与することができ、ある事件について業務制限を受ける特定社員が過半数以上ある場合、筆界特定またはADR代理関係業務を受任することができない（法36条の3第1項5号）。